主税局都民の声窓口に寄せられた都民の声(平成29年10月分)

◆受付件数と区分 (単位:件)

提言	意見	苦情	要望	相談	問合せ	その他	合計
-	71	9	-	2,118	-	2	2,200

## ※上記区分の定義

提言:施策の未実施や不十分さ等について、新たな施策の実施や既存の施策の改善策を具体的に提示し、その実施を求めるもの。

意見 : 施策や職員の行為についての激励・感謝、評論・感想等で、一般的な都政や知事発言等に対する賛否や批判を含むもの。

苦情: 施策の実施または未実施等に伴う被害等の不都合や職員の対応への不満を申し立てるもの。また、その 是正、補償、陳謝等の救済を求めるもの。

要望: 施策の未実施や不十分さ等について改善を求めるもので、改善の方法等について言及されていないか、あるいは抽象的なもの。

相談 : 困りごとについて判断の指針や助言、またはそのために必要な情報や対話を通じて求めるもの。

問合せ : 施設の所在地、事務所の所管部署、施策の内容や手続など知りたい点を明示して尋ねるもの。

その他 : 都政運営とは直接関係のない事象に関する苦情・要望・提言・意見で、趣旨等不明の訴え等を含むもの。

※件数には、一般的な税務相談の件数も含まれています。

※主税局においては、「提言」「意見」「要望」の区別が困難であるため、「意見」に集約しております。 同様に、「相談」「問合せ」については、「相談」に集約しております。

## ◆ 寄せられた都民の声と都の対応事例(平成29年10月分)

## ▶ (都民の声)住宅用地の申告について

固定資産税の住宅用地の申告とはなにか。どのような場合に申告が必要か。

(回答)1月1日時点において、住宅の敷地として利用されている土地(住宅用地)については、固定資産税・都市計画税(23区内)が軽減されます。住宅を新築・増築した場合や建て替える場合、土地の用途(利用状況)を変更した場合には、「固定資産税の住宅用地等申告書」のご提出が必要です。平成30年1月31日(水)までに、お持ちの土地が所在する区にある都税事務所の土地班まで提出をお願いいたします。

該当要件や申告書様式は主税局HPからもご確認いただけます。 http://www.tax.metro.tokyo.jp/shitsumon/tozei/index o.htm#o20

## ▶ (都民の声)納税証明申請書の担当職員の対応について

納税証明申請書を提出した際、内容に不備があったのですが、丁寧に説明・対応していただき、ありがとうございました。感謝しております。